



令和3年度 保育所入所案内



✿保育所への入所について

保育所は、保護者が仕事や病気などのため、家庭で児童を保育することができない場合に、保護者に代わって保育することを目的としています。

児童の保護者に「保育を必要とする事由」がある世帯が入所対象です。

なお、同居の親族（祖父母等）により児童を保育できる場合は、優先度の調整をいたします。

★保育所入所対象児童：原則竹富町に住所がある満2歳から小学校就学前の児童

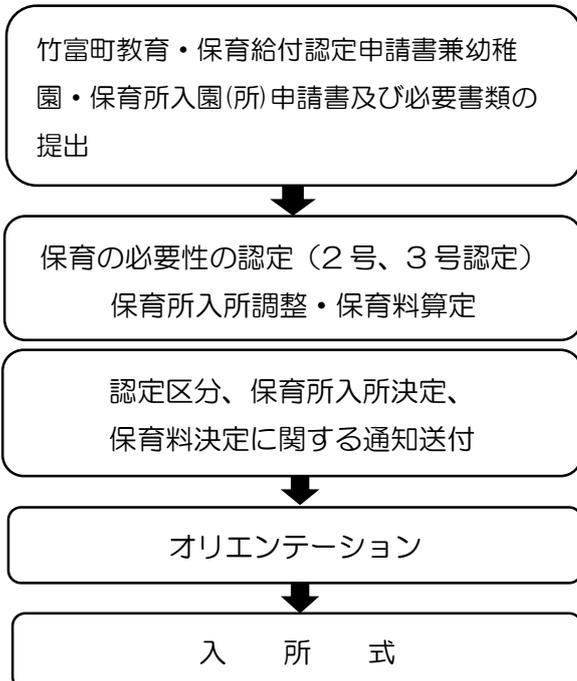
《4月入所申込み》

- ◆配布場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課
 - ◆受付期間：令和3年1月4日(月)～令和3年1月29日(金) ※土日祝祭日を除く
 - ◆受付時間：午前8時半～午後5時
 - ◆受付場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課
- ※継続して入所希望の場合も申込みが必要です。

《5月以降入所申込み》

- ◆配布場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課
 - ◆受付時期：入所希望月の2ヶ月前
 - ◆受付場所：各保育所・各出張所・竹富町役場 福祉支援課
- ※入所日は、原則その月の第1開所日とします。
- ただし、各保育所の状況に応じて希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ★育児休業手続き等で不承諾通知が必要な場合も2ヶ月前までに申込みしてください。

✿入所までの流れ



受付期間：

- 【4月入所】令和3年1月4日(月)～1月29日(金)
- 【5月以降入所】入所希望月の2ヶ月前まで

竹富町福祉支援課にて、支給認定及び保育所入所調整、保育料算定を行います。

支給認定証及び保育所入所決定、保育料決定に関する通知を送付します。

(通知発送予定日：入所予定月の前月上旬頃)

日時等は対象者に別途ご案内いたします。

日時等は対象者に別途ご案内いたします。

(※年度途中入所の場合は入所式はありません。)

✿保育を必要とする事由（入所の条件）

事由	認定基準	保育利用期間
就労	保護者が働いていて保育ができないこと。 （原則月 64 時間以上の就労ですが、64 時間未満の方も検討しますので 申込みください。パートタイムや居宅内労働も含まれます。）	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	産前 3 ヶ月 産後 6 ヶ月
疾病・障がい	保護者に病気やケガ、または精神や身体の障がいがあること。	保護者の療養期間中
介護、看護	長期にわたり、病気やケガ、または精神や身体に障がいのある親族を常 時介護、看護していること。（長期入院中も含む。）	同居親族の療養期間中
災害	災害復旧の状態にあること。	災害復旧に要する期間
求職	求職活動中（起業準備含む。）であること。	90日間
就学	保護者が就学中（職業訓練校等における職業訓練も含む。）であるこ と。	就学期間中
虐待やDV	虐待やDVの恐れがあること。	必要な期間
育児休業	育児休業取得時に既に保育を利用している子ども（育休対象児のきょう だい児）がいて、当該児の継続利用が必要であると認められる場合。	必要な期間
その他	その他町長が認める①から⑨に類する状態にあること。	必要な期間

※定数を超えて申込みがあった場合は、基準に基づき、優先度の高い児童から入所決定します。

✿保育の必要性の認定について

平成 27 年より、保育所等を利用する場合は、保育の必要性の状況に応じ、市町村が下記の 1 号、2 号、3 号のいずれかに認定し、保護者の皆様に「支給認定証」を交付することになっております。

「竹富町教育・保育給付認定申請書」を提出いただくことで保育の必要性の認定を行います。1 号・2 号認定は原則就学前の期間、3 号認定は満 3 歳の誕生日前日までが有効期間となります。

毎年状況を把握する必要があることから、継続入所の方も毎年申請書を提出して頂き、確認を行います。なお、年度の途中で保育の必要性の状況に変更が生じた場合も、新たに認定を行う必要がありますので、改めて申請書をご提出ください。

★保育の必要性の認定区分

認定区分	利用できる施設
1 号認定 満 3 歳以上で、教育を希望される場合。 2 号認定子ども以外のもの。	幼稚園
2 号認定 満 3 歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、 保育を必要とする場合。	保育所
3 号認定 満 3 歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、 保育を必要とする場合。	※保育所

※竹富町では、3号認定（満3歳未満）については、0～2歳の認定は行いますが、
保育の受入れにつきましては、当分の間、満2歳からとなります。

※この入所案内で対象となる部分は、2号認定と3号認定です。

✿入所申込と認定申請に必要な書類

□竹富町教育・保育給付認定申請書兼幼稚園・保育所入園(所)申請書

(申込児童1人につき1枚記入)

□保護者(父・母・同居の祖父母等)の就労状況等の証明書

※同居者が満20歳以上60歳未満の場合は、その方の証明書も必要です。

※きょうだい同時申込みの場合、就労証明書等は、原本1部提出頂き、2人目以降は写し添付で対応可能です。

保護者の状況	証明書類	備考
勤務または採用予定の方	勤務証明書	町指定様式
自営業または内職の方	自営業証明書 内職証明書	町指定様式 ※ご自身で指定様式に記入後、お住まいの地区の民生委員から記名・印鑑の証明を頂いて下さい。 民生委員の証明がない場合は受付できません。
妊娠、出産	母子手帳の写し	出産日が記入されているページ ※出産予定日前3ヶ月、産後6ヶ月の方のみ
育児休業中の方	勤務証明書	休業期間・職場復帰日が記入されているもの。
保護者の疾病・障がい等	申告書	町指定様式
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	申告書	町指定様式
	介護保険被保険者証の写し	介護認定を受けている方のみ
災害復旧	罹災証明書	
求職中の方	求職活動申立書	町指定様式
	求職受付表(ハローワーク)の写し	
就学中の方	在学証明書の写し 日程表の写し	日程表は、授業日数・時間が確認できるもの

※複数の項目に該当する場合は、該当する証明書をすべて提出して下さい。

✿保育料について

保育料は、3歳児～5歳児の世帯および1歳児～2歳児の非課税世帯は無料です。

1歳児～2歳児の内、課税世帯の方は保育料が発生します。

保育料の月額は、児童1人5,000円です。ただし、同一保護者で2人以上入所させている場合は、2人目から一人につき4,000円を加算します。

✿保育料の減免(猶予)申請について

特別の事情があり、保育料の納入が困難な場合に申請することができますので、竹富町福祉支援課子育て支援係までご相談ください。

減免申請を希望する場合、「保育料減免(猶予)申請書」を提出して下さい。

✿退所について

保育所を退所したい場合は「退所届」を提出して下さい。

🌸保育時間について

月曜～金曜：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

土 曜 日：午前 8 時 30 分～正午まで

休 所 日：日曜日・祝祭日・年末年始・慰霊の日（6月23日）



🌸保育所の組編成

★令和 3 年度の組編成（令和 3 年 4 月 1 日時点の年齢で組編成が決まります。）

年齢	組	生年月日	備考
0 歳児	—	令和 2 年 4 月 2 日～	竹富町では、0 歳児の保育の受入れは現在行っていません。満 2 歳から受入れしています。
1 歳児	たまご組	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生	
2 歳児	ひよこ組	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生	
3 歳時	うさぎ組	平成 29 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日生	
4 歳児	ほし組	平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日生	
5 歳児	にじ組	平成 27 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日生	

🌸問い合わせ先

受付場所名	住 所	電話番号	入所対象年齢
竹富保育所	〒907-1101 竹富町字竹富 3 2 6-1	85-2343	満 2 歳～5 歳児
黒島保育所	〒907-1311 竹富町字黒島 1 1 3 8-1	85-4139	満 2 歳～5 歳児
小浜保育所	〒907-1221 竹富町字小浜 1 9 2 3-1	85-3278	満 2 歳～5 歳児
大富保育所	〒907-1433 竹富町字南風見仲 2 9-4 1	85-5340	満 2 歳～3 歳児
上原保育所	〒907-1541 竹富町字上原 3 8 2	85-6440	満 2 歳～3 歳児
西表保育所	〒907-1542 竹富町字西表 6 5 0-1	85-6304	満 2 歳～5 歳児
波照間保育所	〒907-1751 竹富町字波照間 1 0	85-8314	満 2 歳～3 歳児

竹富町役場 福祉支援課 子育て支援係 0980-83-7415（直通）

